

2014年度年末手当交渉の集約にあたって

本部は11月17日14時、2014年度年末手当交渉について、要求を大きく下回る回答に大きな不満を残しながらも、会社の頑なでまったく誠意のない態度や、自称責任組合・JR東海ユニオンの先行妥結という否定的な状況の中で、これ以上の前進は困難と判断し、会社に妥結を通告しました。

本部は10月10日、『申第11号 2014年度年末手当および商品券の支給に関する申し入れ』として、3.5ヶ月分の年末手当支給と東海道新幹線開業50周年を記念した5万円分の商品券の支給、不当なボーナスカットをやめること等を勝ち取るべく会社に申し入れを行い、これに基づき10月29日に第1回団体交渉、11月4日には第2回団体交渉を開催しました。

会社は経済動向について、「決して楽観できる状況ではないものと考えている」とし、さらには「当社の直近のボーナスの水準は世間と比較して極めて高い水準」「業績が堅調であるとはいえ、それだけをもって近視眼的な判断をするべきではない」等を理由にあげ、年末手当の抑え込みを図ってきました。本部は、第2四半期決算で連結・単体共に過去最高の営業収益と純利益を上げたのは社員の努力の結果であり、この努力に報いるため、今こそ3.5ヶ月分の年末手当の支給と、東海道新幹線開業50周年を記念した5万円分の商品券を支給するべきであるとして粘り強く交渉にあたってきました。

しかし会社は、「経常利益が減益だったことを重く受け止める」「増収であったことをもって期末手当に反映させることは慎重に考える」「安定的支給ベースは2.9ヶ月である」とし、私たちの要求を拒みました。本部は、「会社はこれまで、単体の営業収益を見て年末手当を考えるといていた。経常利益が減益になったとはいえ、これまでの主張を変えることは認められない」「JR東海の賃金水準が極めて高いという根拠はない」「安定的支給のベースが2.9ヶ月とは会社が一方的に決めたものである」と年末手当の抑制を狙う会社の意図を厳しく追及しました。さらに、恣意的なボーナスカットを絶対にやめることも強く迫りました。

会社は11月7日、第3回団体交渉で、「年末手当の安定的支給ベースである2.9箇月分に、今回は0.1箇月分を上積みし、3.0箇月分支給する」と回答しました。また、これまで開示していた基礎給、支給額について非開示としました。本部はこの回答に対して、過去最高の営業収益、純利益を上げながらも昨年と同月数の回答では、好調な業績を築き上げ、東海道新幹線50周年を無事に迎えた社員の努力に全く応えておらず、納得できないため持ち帰り検討の上、直ちに『申第16号』として、3.5ヶ月分の年末手当の支給と、その基礎給、支給額を明らかにすること、5万円分の商品券を支給することについて再申し入れを行いました。

11月14日、『申第16号』に基づく団体交渉を開催し、本部はあらためて、好調な業績に対する利益配分を強く求めました。また、基礎給、支給額を開示しないことは他企業との期末手当の比較を困難にし、結果として賃金抑制を狙ったものであること等を追及しました。しかし、会社の態度は何ら変わらず極めて不誠実な態度に終始しました。本部は対立を確認し持ち帰り検討としましたが、これ以上の前進は困難と判断し、今次年末手当交渉を集約することとしました。

今次年末手当交渉にあたり、組合員の皆さんからのご支援に心から御礼申し上げます。本部は今後も働きやすい職場をつくり出すため奮闘する決意です。

2014年11月17日
JR東海労働組合中央本部